

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令（案）」、

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四に規定する承認地域経済牽引事業用地整備に関する省令（案）」及び

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令（案）」の概要について

経済産業政策局地域経済産業政策課
地域産業基盤整備課

1. 趣旨

令和8年5月29日に成立した「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、（1）地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令（案）、（2）地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四に規定する承認地域経済牽引事業用地整備に関する省令（案）及び（3）地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令（案）の制定を行う。

2. 改正の概要

（1）地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令（案）

基本計画の同意の協議書様式を改正し、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第4条第2項第7号から第9号までに掲げる項目を記載事項に追加する。

- ・ 地域経済牽引事業用地整備を行う場合にあっては、その地域経済牽引事業用地整備に関する事項（地域経済牽引事業の促進のために、都市計画法第6条の2第1項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）の改定等を行う場合に、地域経済牽引事業の促進の影響を加味した当該都市計画区域マスタープランの目標年次における将来工業出荷額の見通しを基本計画に定める場合にあっては、その見通しに関する事項を含む。）
- ・ 地域経済牽引事業の促進に当たって地域経済牽引事業用工場等の新增設を促進する場合にあっては、その促進に際し配慮すべき事項
- ・ 地域経済牽引事業の促進に当たって地域経済牽引事業用情報処理施設に対する工業用水の供給を行う場合にあっては、その供給に関する事項

（2）地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四に規定する承認地域経済牽引事業用地整備に関する省令（案）

① 地域経済牽引事業用地整備計画の承認の申請

法第12条の2第1項に係る省令委任事項である、地域経済牽引事業用地整備計画の承認の申請を行う場合の申請書様式、当該様式の提出方法及び添付資料を規定する。

また、同項の省令委任事項である代表者を定める方法を規定する。

② 地域経済牽引事業用地整備計画の変更の承認の申請

法第12条の3第1項に係る省令委任事項である、地域経済牽引事業用地整備計画の変更の承認の申請を行う場合の申請書様式、当該様式の提出方法及び添付資料を規定する。

③ 法第12条の4の経済産業省令で定める法人

法第12条の4に係る省令委任事項である、承認地域経済牽引事業用地整備の用に供するために土地又は土地の上に存する権利を譲渡した場合であっても、租税特別措置法で定める課税の特例の適用外となる承認地域経済牽引事業用地整備者である法人を規定する。

④ 実施状況等の報告

法第12条の6第1項に係る省令委任事項である、承認地域経済牽引事業用地整備者が毎年行う承認地域経済牽引事業用地整備計画の実施状況その他の事項の報告について、報告様式並びに当該様式の提出方法及び添付資料を規定する。

また、同項の省令委任事項である、その他経済産業省令で定める事項について規定する。

(3) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令(案)

① 法第13条第3項第4号に掲げる事項を記載する地域経済牽引事業計画の承認の申請に係る添付書類

地域経済牽引事業計画に法第13条第3項第4号に掲げる事項を記載する場合に、地域経済牽引事業用情報処理施設に対する工業用水道事業者による水の供給の見込みがあることを証する書類を添付することを規定する。

② 法第13条第3項第4号に掲げる事項を記載する地域経済牽引事業計画の変更の承認の申請に係る添付書類

地域経済牽引事業計画に記載した法第13条第3項第4号に掲げる事項に変更があったことにより地域経済牽引事業計画の変更の承認を申請する場合に、当該変更後においても、地域経済牽引事業用情報処理施設に対する工業用水道事業者による水の供給の見込みがあることを証する書類を添付することを規定する。

③ 地域経済牽引事業計画の承認申請書様式の改正

地域経済牽引事業計画の承認申請書の様式を改正し、承認地域経済牽引事業用地整備計画に従って整備された土地において地域経済牽引事業を行う場合に記載する事項並びに、法第13条第3項第3号及び第4号の特例の適用を受ける場合の事項を記載する項目を新設する。

④ 地域経済牽引事業計画の承認通知書様式の新設

法第18条の2第3項に規定する工場立地法の特例及び法第18条の4に規定す

る工業用水道事業法の特例は、承認地域経済牽引事業計画の計画期間終了後も、当該承認地域経済牽引事業計画の内容に従って事業を実施する限り、引き続き当該特例が適用され続けることから、当該特例を受けて行う事業の実施期間を記載事項に含む承認通知書の様式を新設し、都道府県知事又は主務大臣は、地域経済牽引事業計画の承認又は変更の承認をした場合には、当該承認の申請書を提出した者に対し、当該承認通知書によりその旨を通知する旨を規定する。

また、当該規定については、この省令の施行の日以後にされる法第13条第1項の承認（法第14条第1項の変更の承認を含む。）の申請について適用する経過措置を設ける。

⑤ 実施状況等の報告書様式の改正

法第18条の2第3項に規定する工場立地法の特例の適用に当たっては、地域経済牽引事業計画に記載された周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮の措置が確実に実施されていることが前提であり、その実施状況について、地域経済牽引事業計画の承認をした都道府県知事が把握する必要があることから、承認地域経済牽引事業者の行う承認地域経済牽引事業計画の実施状況の報告に係る報告書様式に、当該承認地域経済牽引事業者が実施した地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持についての配慮に関する措置の実施状況について記載する項目を加える。

3. 施行日

施行日：経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第1条第2号の規定の施行の日